

ニーズ高まる教育資金ファイナンス －教育ローンと 529 プランの活用－

宮本 佐知子

■ 要 約 ■

1. わが国では家計の教育費負担が他の先進諸国と比べて多いにもかかわらず、教育資金の調達／積立手段が限られている。ファイナンス問題を教育を受ける際の足枷にさせないためにも、資金面での充実が喫緊の課題として求められている。
2. 大学教育市場は今後 18 歳人口減少と共に縮小するとの見方が少なくないが、進学率は上昇しており、大学院への社会人入学者も増えているなど家計の潜在的な教育需要は強いと見られる。かつて米国でも 18 歳人口減少の経験があるが、カリキュラム等の改革を経て学生数は増加した。大学側の改革次第では、大学教育市場は必ずしも 18 歳人口と連動するとは限らないだろう。
3. 家計の教育資金ファイナンスのニーズや、大学教育市場における社会人の教育需要の高まりが見られる中で、金融機関は教育ローンに対する見方を変える必要があるだろう。現在の教育ローンは親が子のために借りることが前提で学生本人が借りることを想定していないものが多い。しかし教育の投資的価値を考慮すると、学生本人を将来の優良顧客として抱え込む意味合いは無視できない。米国では学生本人への融資が主流だが、一般ローンに比べると貸倒れリスクが低く金利も低く設定されており、教育ローン市場は過去 10 年で 10 倍と高い成長を遂げている。
4. 教育資金支援のために政府は税制優遇措置を検討すべきであろう。例えば、米国の「529 プラン」のような税制優遇のある教育資金積立制度の導入は検討に値しよう。既に人口減少時代に突入したわが国では人的資本の充実は最重要課題だが、政府の個人支援として、税制優遇措置は奨学金制度に比べ財政負担が少なく、貯蓄率が高いわが国では広い効果を見込めると考えられよう。また贈与・相続時の優遇措置も付与することで、高齢者に偏在するわが国家計資産を次世代育成に目的を絞る形で移転を促すことも期待できるのではないだろうか。

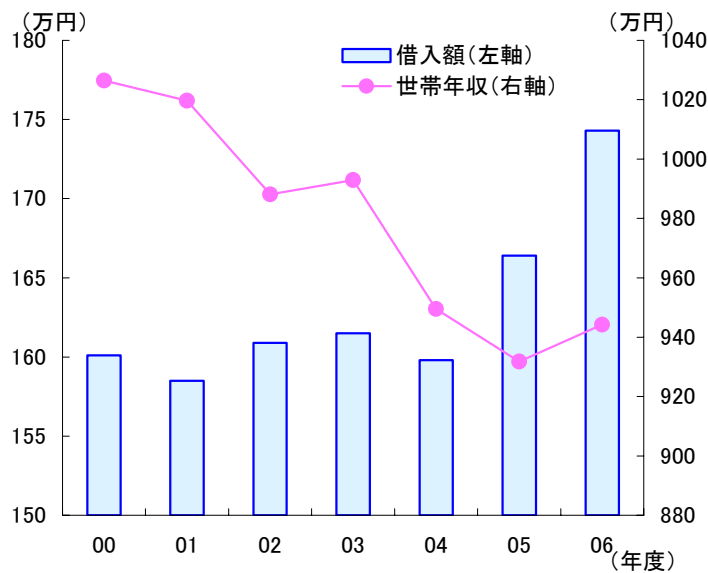
I 重いわが国家計の教育費負担

わが国家計が負担する教育費は、他の先進諸国と比べて重い。特に大学教育段階（高等教育段階）に関する負担は、OECD 諸国では政府や教育機関が果たす役割が大きいが、わが国では家計が最も大きな役割を果たしている¹。またわが国では、幼い頃から子供の塾費用を捻出する家計も多い。この背景には初等教育への不安もあるが、最終的には大学進学を念頭においた早期投資の意味合いも含まれていよう。

家計支出に占める教育費の割合は 90 年代の不況期にも上昇を続けており、家計は教育費以外の支出項目を削って教育費を工面してきた。子供を（国公立大学ではなく）私立大学へ進学させる家庭は比較的余裕があると見られるものの、私立大学新入生家庭へのアンケート調査結果では実に 4 人に 1 人は入学費用を借入れて調達しており、その借入れ金額も一段と増加している（図表 1）。

このような家計の教育費負担の重さに関しては、拙稿「教育費を誰がどう負担するのか？」（野村資本市場研究所『資本市場クォーターリー』2007 Vol.10-3 Winter）で既に指摘してきた。

図表 1 大学入学費用の借入額と世帯年収



(注) 調査対象は私立大学新入生家庭である。
 (出所) 東京私大教連資料より野村資本市場研究所作成

¹ 2005 年データによると OECD 平均の政府負担は 76%だが、わが国では 41%で残りは殆ど家計負担である。

II 限られる家計の教育資金調達／積立手段

しかしわが国では、家計の教育目的の資金調達／積立手段が限られており、特に積立てについては、用途を「教育」に限定することによる優遇措置もほとんどない。

図表2には、わが国の主な教育資金の積立手段と調達手段を示した。教育資金を積立てる手段として人気があるのは簡保の学資保険である。これは学資金の準備をしながら保障もセットされているものだが、保険機能が含まれている分、他の金融商品よりも利回りが低く、現状のような低金利下では受取額を払込額が上回る。また契約者の加入年齢により保険料が異なり、加入年齢に制限もある。

保険機能を付けずに教育費を積立てる場合には、郵貯の教育積立貯金の利用が多かった。積立上限額は国立大学4年間の学費に満たないものの、積立終了後に積立額の範囲内で国民生活金融公庫から（一般銀行よりも低利で）融資を受けられるものである。利息に対しては、融資を受けると通常預金金利よりもやや高めの教育積立貯金利率が適用され、郵貯非課税制度が適用されていた。しかし2007年10月の郵政民営化に伴い、新規積立ては廃止されることとなった。そのため、教育を用途とする積立てに対する公的な優遇措置は一層限られたものとなっている。

また教育費を調達する手段としては、日本学生支援機構からの奨学金利用者が多い。ただし「奨学金」と称しているものの実態は「貸与」であるため返済する必要がある。応募者数も多く、特に無利子型は給付条件が厳しくなっており、無条件に誰もが利用できるものではない。また利用者数が増加する一方、滞納率も上昇している点が問題視されている。

この他、民間金融機関が扱う教育ローンも存在する。他の調達手段に比べると用途や金額の自由度が高い利点もあるが、一方で利用者の年齢・所得などの融資資格条件が厳しい（詳しくは第V章で後述）。

図表2 教育資金づくりに利用できる主な貯蓄／調達手段

■ ためる場合	
簡保の学資保険	郵便局が窓口。子供の成長に合わせ15、18、22歳の満期を選べる。親が亡くなった場合にはその後の保険料払い込みが不要。現状では月払いの場合、受取額が払込額を下回る
生保のこども保険	民間生保が取り扱い。貯蓄性では簡保より有利な場合も
郵貯の教育積立貯金	郵便局が扱う教育資金を目的とした積立貯金。積立額の範囲内で国の教育ローンのあっせんを受けられる
■ 借る場合	
国の教育ローン	国民生活金融公庫が窓口の教育一般貸し付け、郵便局が窓口の郵貯貸し付け、都道府県の年金福祉協会などが窓口の年金教育貸し付けの3制度
財形教育融資	財形貯蓄をしている人が対象。雇用・能力開発機構都道府県センターが窓口
奨学金	日本学生支援機構が無利子型と有利子型を取り扱い

(出所) 日本経済新聞 2006年9月4日

III 政府・教育機関の奨学金による家計支援は期待薄

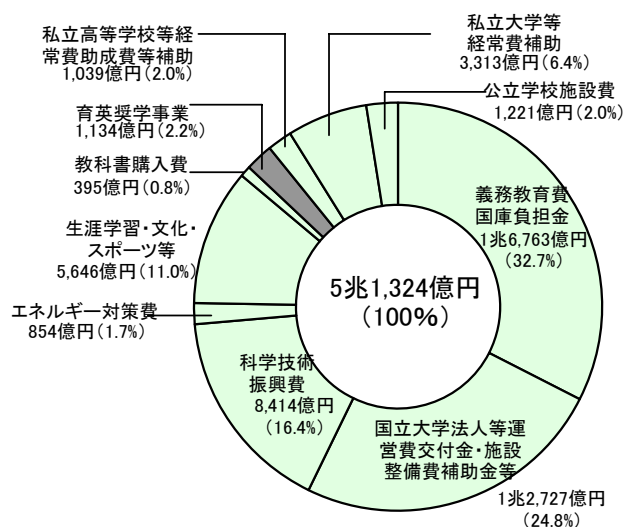
1. 政府

他の先進国では政府や教育機関が教育費の一部を担うことで家計の負担を軽減させている。しかし現状のわが国では、そうした状況は見込みづらいようである。政府の教育予算配分では、個人ではなく教育機関への補助が中心である（図表 3）。大学教育段階における政府の個人向け補助は、育英奨学事業を通じたものが中心であり、平成 18 年度は全体の 2.2%にとどまっている。財政状況の厳しさを考えると充実した奨学金制度の設定を通じた個人向け補助の充実は難しいだろう。

2. 教育機関

また教育機関の状況に目を転じると、収入の大半を学費で賄っており、学費引下げや奨学金制度の充実が難しい状況にある（図表 4）。付属病院収入を持っていない私立の教育機関は、特に収入に対する学費の依存度が高い。これは、学費以外の収入の方が圧倒的に多い米国の状況との大きな相違点である。米国では、教育機関の収入の多くは運用や寄付金等を通じて得たものであり、こうした学費以外の収入源を利用して手厚い奨学金制度を設け、優秀な学生獲得に役立てている。わが国教育機関でも財務基盤の安定化へ向けた取り組みが始まっているが、基盤作りには時間がかかり、授業料の値上げ抑制は難しそうな情勢である。

図表 3 文部科学省予算内訳（平成 18 年度）



（注）「義務教育費国庫負担金」は、義務教育無償の原則に基づき、国が公立義務教育諸学校の教職員給与費等の 1/2 を負担しているものである。

（出所）文部科学白書（平成 18 年度）

図表4 私立大学の収入内訳の日米比較

大学の収入内訳の日米比較

		日本 (2005年度)		米国 (2004年度)	
		法人全体	付属病院除く	法人全体	付属病院除く
収入総額		2兆3716億円	1兆7749億円	1342億ドル	1270億ドル
<内訳>					
学生→	学生生徒等納付金	51.5%	68.8%	} 28.7%	} 29.5%
	手数料	2.6%	3.5%		
財政→	補助金	10.0%	12.6%	15.2%	14.6%
大学→	寄付金	4.8%	6.2%	11.8%	11.6%
	資産運用収入	2.1%	2.6%	23.0%	24.0%
	事業収入	26.5%	2.3%	17.4%	16.8%
	資産売却差額	0.9%	1.2%	} 4.2%	} 3.7%
	雑収入	2.3%	2.8%		

(注) 日本私立大学連盟加盟に所属する法人全体の数字を用いた。
 所属する111法人の中で、医歯科系学部を設置しているのは15法人、全体の13.5%であり、
 病院収入は事業収入に含まれている。
 (出所) 社団法人日本私立大学連盟資料、米国教育省資料より野村資本市場研究所作成

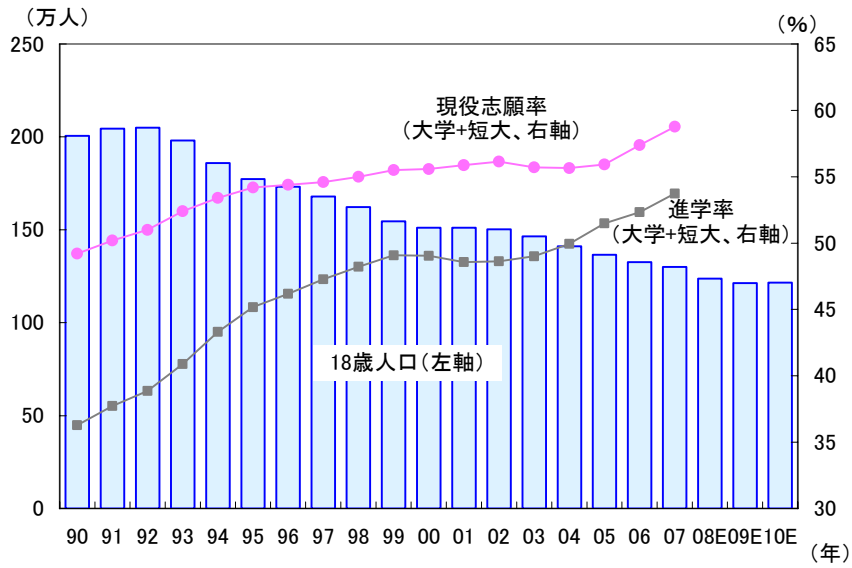
IV 大学教育市場の今後

大学教育市場は今後、18歳人口の減少と共に縮小するとの見方が少なくない。しかし市場規模は進学率と需要者人口の両面から考える必要がある。大卒と高卒の生涯賃金格差は依然として大きく、家計の潜在的な教育需要は強いと見られる。そのため、現役志願率や、全体の進学率は上昇が続いている(図表5)。また一旦社会に出てから学び直す、社会人学生も増加している。特に大学院段階では、社会人入学者の人数や割合が増加し続けている²(図表6)。背景には大学院重点化政策により大学院設置数が増加したことによる影響も指摘できよう。

かつて米国でも1980年から1990年に18歳人口が12%減少した経験があるが、カリキュラム等の改革を経て(年齢の高い)社会人学生の人数・割合が増加し、大学学生数も増加したという経緯がある(図表7)。大学側の改革次第では、大学教育市場は必ずしも18歳人口と連動するとは限らないだろう。

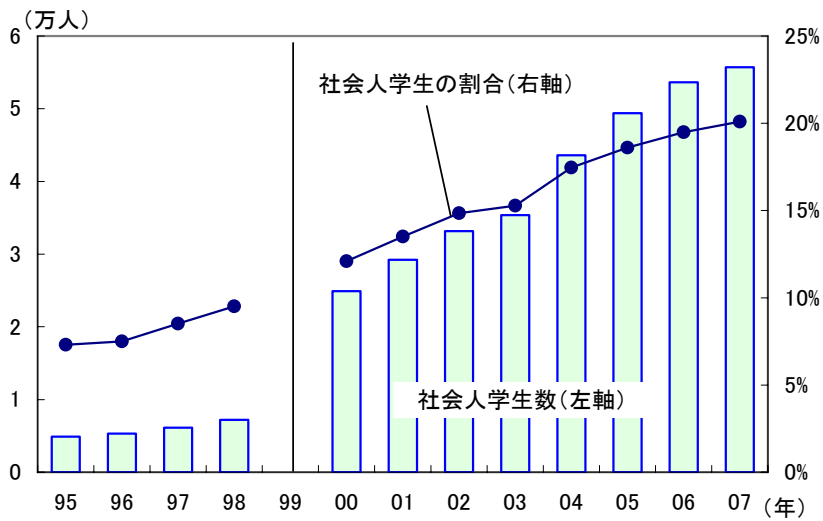
² 文部科学省によると学部段階の社会人学生の割合については公表データがない。

図表5 18歳人口と大学進学率・志願率



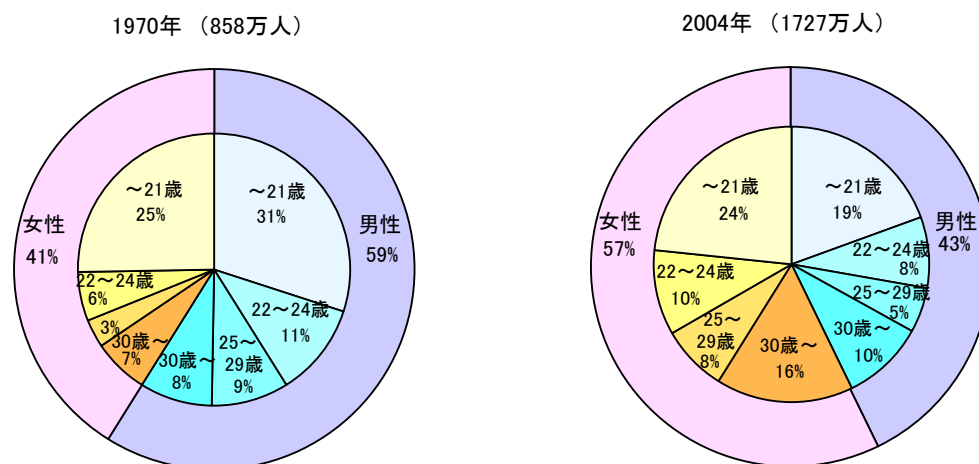
(注) 現役志願率とは当該年に高校を卒業した人のうち大学や短大へ願書を提出した人の割合。
 (出所) 文部科学省「学校基本調査」(平成19年確定値)

図表6 増加する社会人学生



(注) 数字は大学院段階。なお99年以前はそれ以後と同じ基準で数字がとれないため、社会人特別選抜実施校の社会人学生数を用いた。
 (出所) 文部科学省統計より野村資本市場研究所作成

図表7 変化した米国大学生の構成



(出所) 米国教育省統計より野村資本市場研究所作成

V 顧客獲得チャンスとなる教育ローン

1. わが国教育ローンの現状と課題

このように、家計の教育資金ファイナンスのニーズや、大学教育市場における社会人の教育需要の高まりは、コンシューマー・ファイナンス分野を重視する金融機関にとって、教育ローンの見直しが検討に値することを意味しよう。

現状の教育ローンの多くは、親が子（＝教育需要者）のために借りることを想定し、教育需要者本人が借りることを想定していない。例えば、融資を利用できる人を「教育機関に入学/在学する子弟を持つ保護者」と特定したり、利用条件に安定継続収入や勤続年数を挙げているローンは多い。住宅などの担保を条件に、低めの金利を提示する場合もある。融資額は、主に入学金と初年度授業料を想定した額が上限であることが多く、最長返済期間も10年程度となっている。

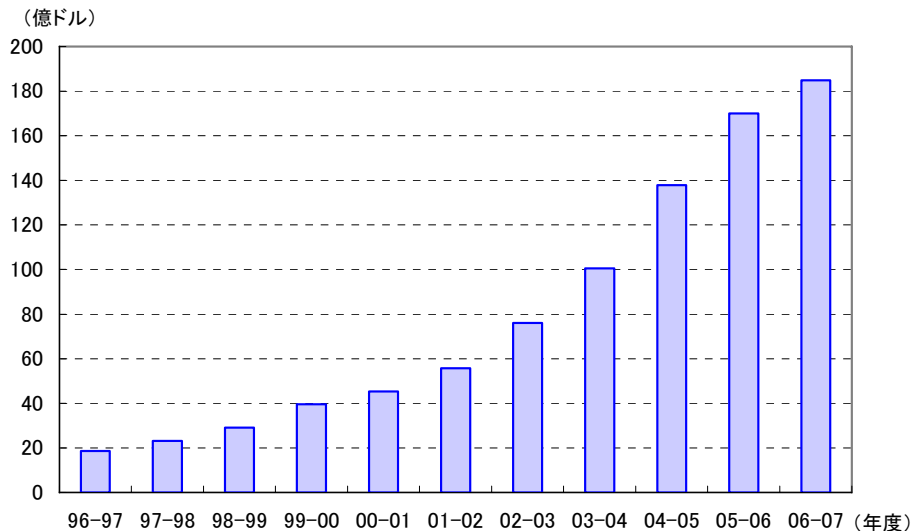
そのため現状では、親に頼らず進学を考える子（＝教育需要者）や社会人学生は、教育ローンを利用することは難しく、利用できる融資は消費者向け一般ローンであることも少なくない。しかし資金の使途や教育の投資価値を考えると「一般目的の融資希望者」よりも「教育目的の融資希望者」の方が、将来の優良顧客となる可能性は高いだろう。特に社会人学生の場合は、将来のキャリアアップを見据えた進学であることも多く、将来の期待所得も高く責任ある返済が期待できると考えられよう。このような将来の優良顧客を予め獲得しておくという視点は、顧客層拡大を目指す上で重要ではないだろうか。

2. 発展を遂げる米国の教育ローン

因みに米国では、教育ローンの融資対象者は親ではなく子（＝教育需要者）の方である。米国教育ローン市場は、過去 10 年間で 10 倍と高い成長を遂げてきた³（図表 8）。この背景として、学費が高騰しているため融資ニーズが急増している点が挙げられる。加えて、金融機関側が教育需要者本人への融資を、その後の生涯に亘る関係を築ける顧客を獲得するチャンスと捉え、積極的に融資を拡大しているという事情もある。

金融機関が融資を行う場合には、子本人の収入⁴・資産情報と、保証人（たいてい親）がいる場合にはその収入・資産情報に、クレジットスコアや独自の基準（所得負債比率や破産情報等）を加味して融資金額・条件を決めている。クレジットスコアとは、融資利用者に対する融資リスクを測る指標であり、通常は FICO（Fair Isaac Corporation）スコアが用いられる。FICO スコアの計算には、返済履歴（35%）、融資残高（30%）、クレジット履歴のある期間（15%）、直近の融資額（10%）、利用した融資の種類（10%）が考慮される。スコアは 300（最低）から 850（最良）の値をとり、630-650 を下回ると融資を受けることが難しくなる。金融機関はクレジットスコアに応じて金利や手数料を 5 段階に分けており、上位約 20%には最も良い融資条件を提示する。本人よりも保証人の方が良いクレジットスコアである場合には、そちらを融資判断に用いるため、より良い条件での融資が可能となる⁵。

図表 8 米国民間教育ローン市場規模の推移



(出所) Collegeboard

³ 米国の学生援助制度や民間教育ローンに関しては、拙稿「教育費を誰がどう負担するのか？」（野村資本市場研究所『資本市場クォーターリー』2007 Vol.10-3 Winter）を参照。

⁴ 高校卒業後の学生が対象となるため、収入がないことも多い。

⁵ 米国の場合、親が多額の負債を抱える場合も少なくないため、保証人になることが多い親のクレジットスコアの方が良いとは限らない。

ただし上記の項目だけで全ての金融機関が融資条件を決めているわけではない。特定の専門分野、例えば法学や医学など将来高い報酬が期待できる分野の学生に対しては、有利な条件での融資を提示する金融機関もある。またランキング上位校の学生や、提携する教育機関の学生に対し、有利な条件を提示する金融機関もある。

申し込み手続きは Web 上でも郵送でも可能である。金融機関は融資を決定すると、融資対象者の名前を明示して、融資利用者が進学する教育機関へ資金を直接支払う。こうした手続きにより金融機関は、融資した資金が教育目的に使われることを確実なものにすることができる。融資の返済については、卒業してから返済を開始することになるが、選択肢として在学中に利子だけ先に返済するプランや、在学中に利子と元本両方の返済を開始するプランもある。最長返済期間は 20 年程度が多いが、最大手のサリーメイは金額によっては 30 年としている。前倒し返済も可能で、その場合にはペナルティがかからないことが多い。

因みに、米国で教育ローンと消費者向け一般ローンを手がける主な金融機関について、融資条件を比較したものが図表 9 である。親ではなく子への融資であるにもかかわらず、教育ローン金利は一般ローン金利に比べて低く設定されており、教育ローンの貸倒れ償却比率も一般ローンに比べて低位にある⁶。

図表 9 米国金融機関のローン金利と貸倒れ償却比率の比較

(ローン金利)

(年)

ローン種類	金融機関名	2001	2002	2003	2004	2005	2006
教育ローン	サリーメイ	6.8%	4.9%	4.3%	4.6%	6.3%	8.1%
消費者向け一般ローン	バンク・オブ・アメリカ	11.3%	11.3%	10.2%	10.7%	11.6%	13.5%

(貸倒れ償却比率)

(年)

ローン種類	金融機関名	2001	2002	2003	2004	2005	2006
教育ローン	サリーメイ	1.3%	2.2%	1.9%	1.9%	1.9%	1.6%
消費者向け一般ローン	アメリカン・エクスプレス	5.6%	6.0%	5.2%	4.3%	4.1%	2.9%
	バンク・オブ・アメリカ	4.0%	5.3%	5.4%	5.3%	6.8%	3.9%

(注) バンク・オブ・アメリカでは教育ローンも手がけているが表の消費者向け一般ローンには含まれていない。

(出所) 各社アニュアルレポートより野村資本市場研究所作成

⁶ なお、昨年来のクレジット市場混乱の影響は個人向けローン市場にも及んでおり、総じて教育ローンも一般向けローンも金利や貸倒れ償却比率が上昇している。また金融機関では、2008 年秋の進学者のローンニーズに応えるための資金調達が難しくなったことも問題になっている。

VI 求められる税制優遇のある教育資金積立制度

1. 人的資本形成へ向けた支援の必要性

家計の教育資金の積立手段を充実させるために、政府は税制優遇措置の付与を検討すべきであろう。既に人口減少時代に突入したわが国では、人的資本の充実は最重要課題である。しかし現状では、教育に対して熱心になるほど家計の負担は大きく運用できる資産も制約される。親世代で自らの老後や年金・医療不安が高まる中では、子世代のための教育費負担をあきらめる家計が増えないとは限らない。その場合、冒頭で述べたようにわが国では家計の負担割合が圧倒的に大きいことから、国全体での人的資本の充実は一層難しくなる。

米国の大学教育費は世界で最も高いといわれるが、その米国では近年「529 プラン」という税制優遇措置のある教育資金の積立手段が特に普及している。わが国にも参考になると思われるので、次節で紹介する。

2. 529 プランとは

1) 概要

529 プランとは、州政府や教育機関が設立し、内国歳入法 529 条に基づく税制優遇措置のある、大学教育資金の積立制度である。両親や祖父母等が加入者となり、子供や孫を受益者に指名した上で、大学教育資金を積立てる形が一般的で、加入者の所得や年齢に制限はない。

529 プランには、①「授業料前払い型」と、②「大学教育資金貯蓄型」の二種類があり（図表 10）、米国全 50 州及びワシントン D.C.において、少なくともどちらかひとつが提供されている。導入当初は①の「授業料前払い型」が多かったが、現在では②の「大学教育資金貯蓄型」が圧倒的に多く、529 プラン全体の資産額の 85%を占めるに至っている。

- ① の「授業料前払い型」は、加入者がプランの対象である大学の現在の授業料相当額を前もって拠出しておくプランである。その後授業料が上昇しても、将来受益者が進学する際には授業料が納付済みであることが保証され、仮にプランの対象ではない大学へ進学した場合でも、同等の金額を受け取ることができる。多くのプランは州が設立し州政府保証が付与されており、加入者または受益者が州居住者であることを条件とする場合が多い。
- ② の「大学教育資金貯蓄型」は、将来の大学教育資金とすることを目的し、加入者が受益者を特定した口座に資金を拠出・運用し、資産形成を行うプランである。運用に際しては、金融機関が提供する運用商品のメニューの中から投資先を選択する。運用商品には投資信託や MMF 等があり、大学入学時が近づくと自動的に

図表 10 529 プラン：授業料前払い型と大学教育資金貯蓄型の比較

	授業料前払い型	大学教育資金貯蓄型
学費値上がりに対するヘッジ機能	プラン対象の大学学費が将来値上がりしても、既に支払済扱いとなるため影響を受けない。(ヘッジ機能あり)	将来学費が値上がりしたら、進学時の支払額はその分増加する。(ヘッジ機能なし)
給付の用途	授業料とそれに係る手数料のみが対象。寮費を含むものや、超過分をその他の適格な対象に使用できるプランもある。	授業料、寮費、手数料、教科書、コンピュータ(必要な場合)を含む適格な大学教育費用を対象とする。
拠出	受益者年齢や支払済みの学費年数に応じて、一括または積立での拠出を選択できる。	口座への拠出上限を20万ドル以上とするプランが多い。
州保証	州が設立したプランには州の保証・支援が付与されることが多い。	州の保証なし。ほとんどの投資商品にマーケットリスクがある。元本割れの恐れもある。
受益者の条件	ほとんどのプランに受益者の年齢・学年制限がある。	年齢制限なし。成人も子供も可。
加入者の条件	加入者または受益者が州居住者であることを条件とする場合が多い。	居住制限はなし。ただし州外居住者は金融アドバイザーやブローカーを通さないと加入できないプランもある。
加入時期	加入期間が限定されることが多い。	いつでも加入できる。

(出所) SEC 資料より野村資本市場研究所作成

保守的な商品に切り替えるタイプの商品もある。運用商品の乗り換えは年1回認められている。受益者が進学する際には、口座に積立てられた資金を給付として受け取ることができる。

2) 税制上の優遇措置

529 プランには税制優遇措置が付与されている。拠出時には、連邦税の所得控除はないが、州によっては州税の所得控除がある。運用時には、運用益に対しては連邦税も州税も非課税である。給付時には、連邦税は非課税であり、多くの州では州税も非課税となる。

給付を適格な用途以外に用いる場合は、運用益に対して所得税とペナルティとして10%の連邦税が課される。ペナルティ課税の例外は、受益者が死亡または障害者となった場合や、受益者が奨学金を獲得した場合である。また、当初指名した受益者が資金を必要としない場合には、受益者を適格な親族に変更することが随時可能で、その場合は税制優遇措置が維持されることになる。

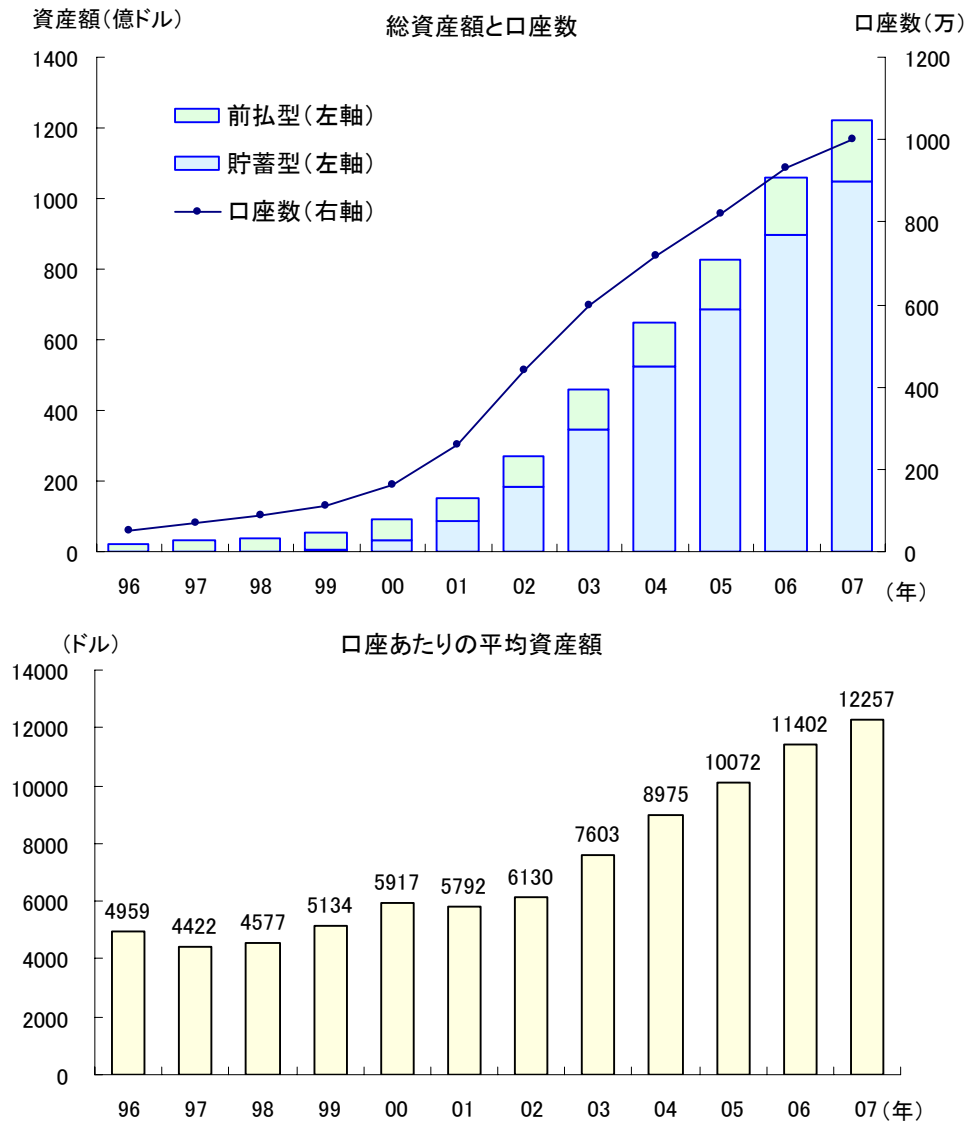
贈与税・遺産税についても税制優遇措置がある。贈与税の年間控除額は1.2万ドル(夫婦は2.4万ドル)であるが、529プランへの拠出については5年分の控除額に相当する6万ドル(夫婦は12万ドル)を前倒しで控除させることができる。遺産税についても、529プランへの拠出は贈与済みと見なされ、課税対象資産から外されることになる。

3) 米国での普及の背景

米国では 529 プランの人気は着実に高まっている。529 プランの資産規模は、2007 年 6 月時点で 1220 億ドル、1 口座の平均資産は 12257 ドルといずれも増加し続けている（図表 11）。

529 プランに付与された税制上の優遇措置は、このプランを子育て世代だけではなく、次世代への資産移転を考えるシニア世代にとっても魅力的なものにしている。また加入者の年齢・所得制限がないことから、富裕層でもメリットを享受することができる。こうした観点から、顧客層拡大のツールとして金融機関からも注目を集めている。

図表 11 529 プランの資産額の推移



(注) 2007年の数字は6月末。その他は12月末。

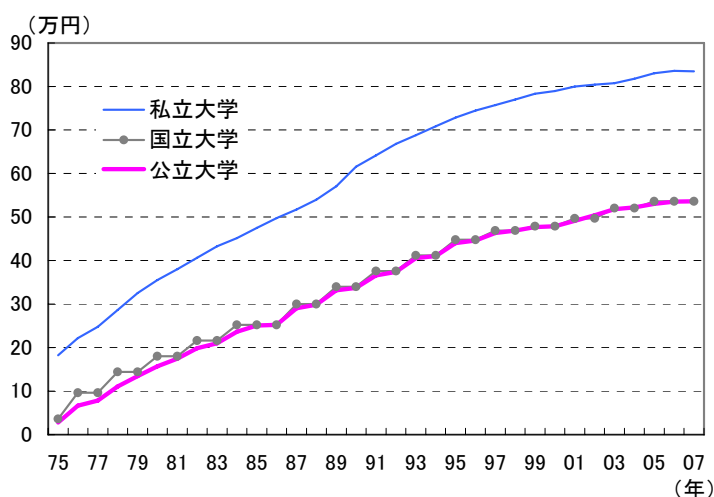
(出所) College Savings Plans Network、National Association of State Treasurers より
野村資本市場研究所作成

法律面での変化も、このプランの普及を後押ししている。2006年に米国で成立した「年金保護法」(Pension Protection Act of 2006)により、適格な用途に用いられる限り、給付に対する連邦所得税が恒久的に免除されることとなった⁷。そのため運用益は連邦税制上、恒久的に非課税扱いとなった。また、2006年7月から529プラン資産の扱いが変更され、「授業料前払い型」と「大学教育資金貯蓄型」どちらも(受益者の資産ではなく)加入者の資産と見なされることになった。そのため、連邦政府から学生援助を受給するための審査の際、以前のような不利な影響を及ぼさなくなっている。こうした変化を受け、今や米国のファイナンシャルアドバイザーは529プランを、大学教育資金を積立てる最良の手段と考えているようである⁸。

3. 日本での制度導入へ向けて

529プランはもともと州政府が設立したものであるが、その背景には過去20年間に大学授業料が急速に値上がりし、進学時のファイナンスが問題となったという経緯がある。わが国の大学進学費用を確認すると、授業料はデフレ期にも一貫して上昇を続けてきた(図表12)⁹。日米両国の進学費用を円ベースに換算して比較すると、わが国では私立大学費用は米国を下回るものの、国公立大学の初年度納付金は米国を上回っていることがわかる(図表13)。更に米国では、政府のみならず教育機関の奨学金制度が充実しているため、実際に学生が支払う金額は、名目授業料の4~6割引である。しかし日本では、米国のような奨学金制度が整備されておらず、実際に学生が支払う授業料を比較すると、私

図表12 わが国大学授業料の推移



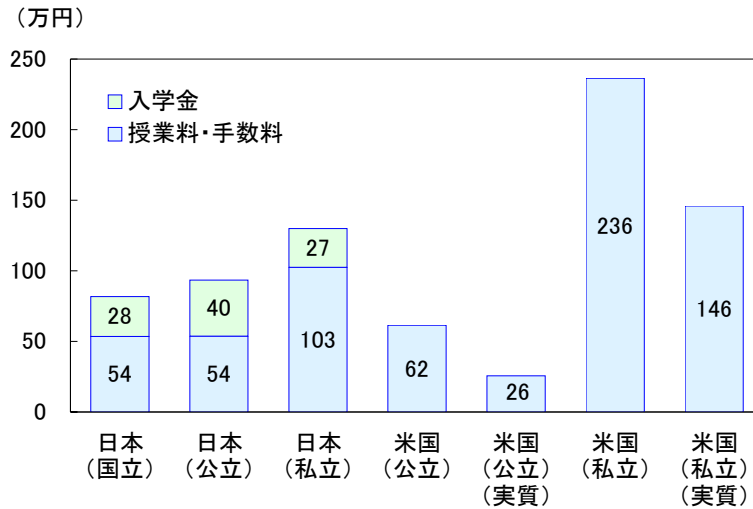
(出所) 文部科学省資料より野村資本市場研究所作成

⁷ それまでは連邦税制上の優遇措置は2010年までの時限措置であった。

⁸ “529 Accounts go to the head of the class,” *U.S. News & World Report*, 2006/9/10

⁹ ただし私立大学の入学金平均額は、2000年以降引き下げられている。

図表 13 大学入学費用の日米比較



(注) 1. 日本は2007年、米国は2006-7年の値を1ドル=106円で換算。全て4年制大学が対象。
 2. 日本の私立大学の授業料・手数料には施設設備費19万円を含む。
 3. 米国の実質授業料は、授業料から奨学金等を差し引き、学生が実際に支払う平均額を指す。
 (出所) 文部科学省資料より野村資本市場研究所作成

立大学の日米格差は縮小し、国公立大学では日本が米国を大きく上回ることになる。

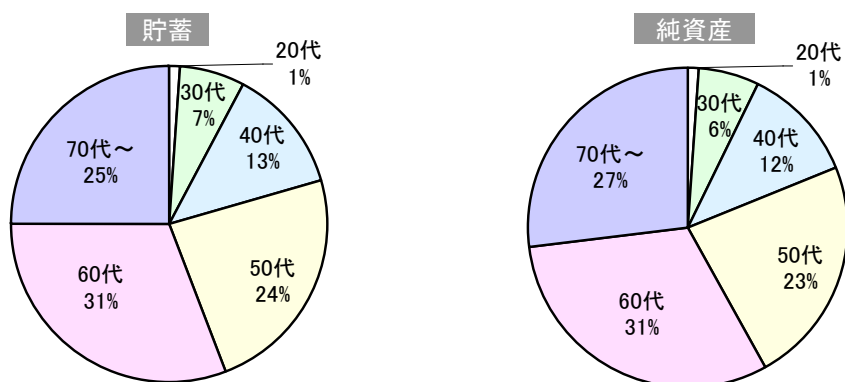
529プランのような税制優遇のある教育資金積立て制度は、貯蓄率が高いわが国では、米国よりも幅広い効果が見込めると考えられる。政府の財政負担の面でも、充実した公的奨学金制度の運営に比べると、導入しやすいのではないだろうか。

実際の導入に際しては、所得や運用益に対する課税に関しては、人的資本の充実という目的から考えると国税による税制優遇措置が適切と考えられる。ただし将来的には地方自治体による導入も、地方独自色を強め魅力を高めるという観点から検討することも考えられよう。

また、教育資金目的の贈与や相続に対する課税に関しては、贈与税・相続税における税制優遇措置を検討すべきであろう。現状では、扶養義務者相互間での教育費に対しては贈与税が非課税となるが、社会人への支援や祖父母から孫への支援は110万円を超えると贈与税の対象となりうる¹⁰。相続税は相続人の用途が教育であっても課税される。しかし現在のわが国国家計資産の分布を見ると、60歳代以上の人が家計資産の約6割を保有している(図表14)。教育目的の贈与・相続に対して優遇措置を付与することで、次世代の人的資本形成に目的を絞る形で家計資産の移転を促すことも期待できるのではないだろうか。

¹⁰ 東京国税局によると祖父母から孫への支援は(親の失業など特殊事情は考慮するが)原則課税対象である。

図表 14 世代別の家計資産保有状況



(注) 1.数字は2004年のデータに基づく。対象は総世帯・全世帯である。
 2.純資産は貯蓄から負債を差し引き実物資産を足して計算。
 (出所) 総務省統計より野村資本市場研究所作成

VII 終わりに

わが国では家計の教育費負担が他の先進諸国と比べて多いにもかかわらず、教育資金の調達／積立手段が限られている。ファイナンス問題を教育を受ける際の足枷にさせないためにも、資金面での充実が喫緊の課題として求められている。家計の教育費ファイナンスのニーズや、大学教育市場における社会人の教育需要の高まりが見られる中で、金融機関は教育ローンに対する見方を変えることによりビジネスチャンスに生かすことができよう。また政府による教育資金支援のために、米国の529プランのような税制優遇のある教育資金積立手段の導入は検討に値すると考えられる。このような税制優遇措置は、奨学金制度の整備に比べて財政負担が少なく、米国に比べて貯蓄率が高いわが国ではより広い効果を見込めよう。なおわが国では家計資産の過半数を60歳以上の世帯が保有している。制度に贈与・相続時の優遇措置を付与することで、次世代の人的資本形成に目的を絞る形で家計資産の移転を促すことも期待できるのではないだろうか。